

産業機械健康保険組合（特定事業者） （健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う法人事業者）

- 1 産業機械健康保険組合は、病院又は診療所を営む事業者（健診機関）と健康診断に関する委託契約を締結し、同契約において健康診断の種類ごとに委託料金を設定。
- 2 産業機械健康保険組合は、平成26年4月1日以後の健康診断の委託料金を消費税率引上げ分を上乗せしないことを決定し、同年2月下旬に、健診機関に対して文書で通知。
- 3 産業機械健康保険組合の行為は、健診機関に対して支払う健康診断の委託料金を通常支払われる対価に比し低く定め、消費税の転嫁を拒むことに該当。

例：委託料金16,800円（消費税を含む。）

平成26年3月末まで
（消費税率5%）

消費税 800円
本体価格 16,000円

合計16,800円

平成26年4月1日以降
（消費税率8%）

通常支払われる対価

消費税 1,280円
本体価格 16,000円

合計17,280円

産業機械健康保険
組合が定めた対価

消費税 1,244円
本体価格 15,556円

合計16,800円

引下げ額
444円

健康診断を実施する病院又は診療所
（特定供給事業者 約140事業者）

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び職員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

参考